

第118表 泥酔者等の保護取扱状況(態様別)

(単位 人)

区 分	総 数	泥 酔 者	めいてい者	区 分	総 数	泥 酔 者	めいてい者	
総 数	14,454	12,411	2,043	保 護 の 開 始 時 刻	14,454	12,411	2,043	
男	11,896	10,142	1,754	0 ~ 4 時 の 間	5,287	4,636	651	
女	2,558	2,269	289	4 ~ 12 "	2,930	2,466	464	
				12 ~ 20 "	2,344	1,945	399	
居 住 地 関 係	14,454	12,411	2,043	20 ~ 0 "	3,893	3,364	529	
東京都居住者	11,434	9,844	1,590	保 護 の 場 所	14,454	12,411	2,043	
他府県居住者	2,589	2,222	367	警 署	保 護 室	9,875	8,203	1,672
住居不詳者	431	345	86	保 護 室 以 外	2,801	2,558	243	
				交 番 ・ 駐 在 所	468	412	56	
発 見 の 端 緒	14,454	12,411	2,043	警 察 署 以 外	1,310	1,238	72	
警察官の発見	1,849	1,507	342	保 護 の 時 間	14,454	12,411	2,043	
110番等通報	7,835	6,623	1,212	1 時 間 以 内	2,744	2,510	234	
家族等の願出	29	25	4	4 "	4,122	3,503	619	
その他	4,741	4,256	485	8 "	5,734	4,869	865	
				12 "	1,552	1,291	261	
発 見 の 場 所	14,454	12,411	2,043	16 "	258	206	52	
屋 内	3,632	3,057	575	24 "	44	32	12	
屋 外	10,032	8,638	1,394	24 時 間 超	-	-	-	
交通機関内	790	716	74					

注1 泥酔者とは、警察官職務執行法第3条に基づき保護した人をいう(第119表も同じ。)

2 めいてい者とは、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第3条に基づき保護した人をいう(第119表も同じ。)

3 保護の開始時刻の表区分において、「0~4時」とは午前0時台から午前3時台を表し、午前4時は含まない。以下同じ。

数値：地域指導課